

## 岐阜県青少年健全育成条例第17条第1項の規定に 基づく刃物等の構造の指定

(平成17年10月6日 岐阜県告示第741号の3)

岐阜県青少年健全育成条例（昭和35年岐阜県条例第37号）第17条第1項の規定により、有害刃物等として指定すべきもののうち、特にその構造が人体に危害を及ぼすおそれがあると認められる刃物等について、当該刃物等の品名及び構造を次のとおり指定した。

### 1 品名及び構造

番号	品名	構造
1	バタフライナイフ (通称)	さやを兼ねる柄の部分が2つに分かれ、それらをそれぞれ180度回転させることにより刃体を出し入れする折りたたみ式ナイフで、刃体の長さ（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第17条の規定により測定したものをいう。以下同じ。）が6センチメートルを超えるもの
2	フィンガーグリップナイフ (通称)	柄の部分に親指以外の四指の全部又は一部を挿入するための環状の構造を有する折りたたみ式ナイフで、刃体の長さが6センチメートルを超えるもの
3	ペンナイフ (通称)	外見上ボールペン等の筆記具の形状を有し、キャップ状のさやに刃体を格納するナイフ（筆記具の機能を併せ持つものを含む。）で、刃体の長さが6センチメートルを超えるもの
4	プッシュダガーナイフ プッシュダガーナイフ (通称)	刃体と柄が不可動的に固定された両刃又は片刃のナイフのうち、その形状がT字形のもの
5	がん具銃	圧縮空気、圧縮ガス、バネ、ゴム等の力を利用して、弾丸を発射させるものであって、当該がん具銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギー値が、銃口直前において、 $0.686 \text{ J} / \text{cm}^2$ （ジュール毎平方センチメートル）以上を有するもの

備考 5のがん具銃について、 $0.686 \text{ J} / \text{cm}^2$ （ジュール毎平方センチメートル）とは、射角水平度で弾丸を発射した場合において、銃口からおおむね三メートルにある四隅を支え持った状態の新聞紙5枚以上を貫通する力に相当するものである。

### 2 指定年月日

平成17年10月6日

### 3 指定理由

当該刃物等の構造が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認められる。